

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第1号

平成27年4月1日における号給の調整に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）附則第30項から第32項まで及び市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）附則第32項から第34項までの規定により、平成27年4月1日（以下「調整日」という。）における号給の調整に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 平成19年昇給等抑制職員 次に掲げる職員をいう。

ア 平成19年4月1日において初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第24号。以下「平成19年改正規則」という。）による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第27号。以下「平成18年改正規則」という。）附則第6項の規定により読み替えられた平成19年改正規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号。以下「初任給等規則」という。）第35条第1項若しくは平成18年改正規則附則第7項の規定により号給を決定された職員又はこれらの規定により昇給（給与条例第6条第5項又は給与等条例第7条第5項の規定による昇給をいう。以下同じ。）しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と、平成19年改正規則による改正前の平成18年改正規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合又は平成18年改正規則附則第7項中「に相当する数から1を減じて得た数（切替日）」を「（切替日）」と、「当該減じて得た数」を「当該号給数」と読み替えて同項を適用した場合の同日に受けることとなる号給とが異なるもの（次に掲げる職員を除く。）

(ア) 平成19年4月1日から調整日までの間に、初任給等規則第22条第3項、第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。以下同じ。）又は第42条の規定に基づき号給を決定された職員（以下「上位資格取得等職員」という。）

(イ) 平成19年4月1日から調整日までの間に、給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員

(ウ) 平成19年4月1日から調整日までの間に、人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（以下「個別承認職員」という。）

(エ) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年岩手県条例第7号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項に規定する育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間、職員の修学部分休業に関する条例（平成17年岩手県条例第20号）第2条第1項に規定する修学部分休業をしていた期間又は職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年岩手県条例第65号）第2条に規定する自己啓発等休業をしていた期間（以下「休職等期間」という。）がある職員のうち人事委員会の定めるもの

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

イ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、附則第2項の規定による改正前の平成18年改正規則附則第5項(平成19年改正規則による改正前の平成18年改正規則附則第5項を含む。以下「平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項」という。)の規定により号給を決定されたもののうち、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項に規定する採用日(以下「採用日」という。)から平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項に規定する調整年数(以下「調整年数」という。)を遡った日が平成19年4月1日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成19年2月1日(平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項に規定する特定職員(以下「特定職員」という。))にあつては、同年1月1日))前となる職員(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

ウ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号又は第8号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

エ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)であつて、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成19年4月1日(平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成19年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員及び初任給等規則第42条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

オ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成19年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

(ア) 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成19年3月31日に当該給料表異動等(当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。以下同じ。)があつたものとした場合に、ア又はエに掲げる職員に該当することとなるもの

(イ) 平成19年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者(人事交流等により新たに職員となった者を除く。次号オ(イ)及び第3号オ(イ)において同じ。)であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、イに掲げる職員に該当することとなるもの

カ 平成19年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

キ アからカまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

(2) 平成20年昇給等抑制職員 次に掲げる職員をいう。

ア 平成20年4月1日において初任給等規則第35条第5項の規定により号給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と平成18年改正規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なるもの(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員、個別承認職員となった職員、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの及びこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

イ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成21年4月1日以後に新たに職員となった者にあつては、平成20年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職

員となった職員を除く。)

ウ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号又は第8号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

エ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)であって、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成20年4月1日(平成21年4月1日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、平成20年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員及び初任給等規則第42条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの

オ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であつて次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成20年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

(ア) 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であつて、平成20年3月31日に当該給料表異動等があつたものとした場合に、ア又はエに掲げる職員に該当することとなるもの

(イ) 平成20年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であつて、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、イに掲げる職員に該当することとなるもの

カ 平成20年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

キ アからカまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

(3) 平成21年昇給等抑制職員 次に掲げる職員をいう。

ア 平成21年4月1日において初任給等規則第35条第5項の規定により号給を決定された職員又は同項の規定により昇給しないこととなった職員であつて、同日に受けていた号給と平成18年改正規則附則第6項の規定の適用がないものとした場合の同日に受けることとなる号給とが異なるもの(同日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員、個別承認職員となった職員、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員のうち人事委員会の定めるもの及びこれらの職員に相当するものとして人事委員会が定めるものを除く。)

イ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であつて、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成21年4月1日(同日以後に新たに職員となった者にあつては、同年2月1日(特定職員にあつては、同年1月1日))前となる職員(新たに職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

ウ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に初任給等規則第16条第1号又は第8号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの(人事交流等により引き続いて職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員及び個別承認職員となった職員を除く。)

エ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に上位資格取得等職員となった職員(上位資格取得等職員となった日の翌日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び個別承認職員となった職員を除く。)であつて、初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定による初任給として受けるべき号給の決定において、平成27年改正前の平成18年改正規則附則第5項の規定により号給を決定されたもののうち、採用日から調整年数を遡った日が平成21年4月1日(同日以後に初任給等規則第22条第3項又は第25条第2項の規定により号給を決定された職員にあつては、同年2月1日(特定職員にあつては

、同年1月1日)) 前となる職員及び初任給等規則第42条の規定により号給を決定された職員で人事委員会の定めるもの
オ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間に給料表異動等をした職員であって次に掲げるもの(当該給料表異動等をした日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員、平成21年4月1日から調整日までの間に個別承認職員となった職員及び平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間において休職等期間がある職員を除く。)

(ア) 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者以外の者であって、平成21年3月31日に当該給料表異動等があったものとした場合に、ア又はエに掲げる職員に該当することとなるもの

(イ) 平成21年4月1日から調整日の前々日までの間に新たに職員となった者であって、当該新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、イに掲げる職員に該当することとなるもの

カ 平成21年4月1日から調整日の前日までの間において、個別承認職員となった職員(個別承認職員となった日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等職員となった職員を除く。)のうち、人事委員会の定める職員

キ アからカまでに掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員(号給の調整を行う職員)

第3条 給与条例附則第30項及び給与等条例附則第32項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の3号給上位の号給とするものは、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員(次項第2号及び第3項第2号に該当する職員を除く。)とする。

2 給与条例附則第30項及び給与等条例附則第32項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

(1) 次のアからウまでのいずれか一にのみ該当する職員(次項第2号に該当する職員を除く。)

ア 平成19年昇給等抑制職員及び平成20年昇給等抑制職員に該当する職員

イ 平成19年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員に該当する職員

ウ 平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員に該当する職員

(2) 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の2号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員及び平成21年昇給等抑制職員のいずれにも該当する職員

3 給与条例附則第30項及び給与等条例附則第32項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか一にのみ該当する職員

(2) 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のうち2以上に該当する職員

第4条 給与条例附則第31項及び給与等条例附則第33項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の2号給上位の号給とするものは、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のうち2以上に該当する職員(次項第2号に該当する職員を除く。)とする。

2 給与条例附則第31項及び給与等条例附則第33項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものは、次に掲げる職員とする。

(1) 平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれか一にのみ該当する職員

(2) 調整日においてその者の属する職務の級における最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員のうち、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のうち2以上に該当する職員

第5条 給与条例附則第32項及び給与等条例附則第34項に規定する人事委員会規則で定める職員であってこれらの規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とするものは、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員のいずれかに該当する職員とする。

(休職等期間がある職員に関する特例)

第6条 平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において、休職等期間がある職員（休職等期間の末日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認職員となった職員を除く。）であって、平成18年4月2日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったものうち人事委員会の定める職員については、人事委員会の定めるところにより、平成19年昇給等抑制職員、平成20年昇給等抑制職員又は平成21年昇給等抑制職員に該当するものとみなす。

(この規則により難い場合の措置)

第7条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成18年改正規則の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>5 <u>平成19年4月1日</u>以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について<u>改正後の規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日</u>（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から<u>改正後の規則第11条第1項の規定による号給（改正後の規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）</u>の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び<u>改正後の規則第34条各号に掲げる職員</u>をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を<u>さかのぼった日</u>が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、<u>改正後の規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が2月1日から3月31日まで（特定職員にあつては、1月1日から3月31日まで）の間である場合にあつては、同年4月1日）の翌日から採用日まで</u>の間における<u>改正後の規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間</u>におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p> | <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p> <p>(初任給に関する経過措置)</p> <p>5 <u>平成27年4月1日</u>（以下この項において「調整日」という。）以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について<u>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者（調整日において39歳に満たない職員を除く。）</u>のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から<u>同規則第11条第1項の規定による号給（同規則第13条第1項の規定により初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）</u>の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が特定職員（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び<u>同規則第34条各号に掲げる職員</u>をいう。以下同じ。）であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を<u>遡った日</u>が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、<u>同規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（当該遡った日が2月1日から3月31日まで（特定職員にあつては、1月1日から3月31日まで）の間である場合にあつては、当該遡った日の属する年の4月1日）の翌日から採用日まで</u>の間における<u>同規則第32条に規定する昇給日（次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間又は日</u>におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p> <p>(1) <u>次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 平成19年4</u></p> |

| | |
|--------------------|--|
| 6～15 [略] | <p>月1日から平成21年4月1日まで</p> <p><u>(2) 調整日において46歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。） 平成19年4月1日から平成20年4月1日まで</u></p> <p><u>(3) 調整日において41歳に満たない職員 平成19年4月1日</u></p> <p>6～15 [略]</p> |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | |